

“みんなで取り組む” 資源循環都市しものせき

しものせき 事業系一般廃棄物 ごみ出しガイド

SHIMONOSEKI CITY BUSINESS-RELATED GARBAGE GUIDE BOOK



●ごみを減らす目標値P.1
●事業者の責務P.2
●事業者の役割P.2
●事業系一般廃棄物とはP.3
●産業廃棄物とはP.3
●産業廃棄物の種類と具体例P.4
●事業系ごみのリサイクルP.5
●古紙・機密文書のリサイクルP.6
●食品リサイクルP.7
●びん・缶・ペットボトルのリサイクルP.7
●特定家庭用機器P.7・P.8
●パソコンのリサイクルP.8
●小型家電のリサイクルP.8
●事業系一般廃棄物の処理方法P.9
●下関市の処理施設P.10
●一般廃棄物収集運搬許可業者P.11
●再生輸送業個別指定業者P.11
●事業用大規模建築物についてP.12
●事業系廃棄物の分類目安表P.13・P.14



ごみを減らす目標値

「みんなで取り組む」資源循環都市しものせき

下関市では1人1日当たりのごみの排出量を平成28年度の1037gから令和9(2027)年度には980gに減量(△5.5%)するという削減目標を掲げています。

1. ごみの削減目標

項目	H28 (現状)	R9			
		現状推計 (目標達成前)①	目標値 ②	目標達成 ①-②	
人口	268,257人	235,670人	-	235,670人	
家庭系 (g/人・日)	燃やせるごみ	454.3	454.5	△30.6	423.9
	粗大ごみ等	24.7	24.5	-	24.5
	資源ごみ	104.8	86.6	+12.0	98.6
	計	583.8	565.6	△18.6	547.0
集団回収(g/人・日)	44.8	44.8	-	44.8	
事業系 (g/人・日)	燃やせるごみ	312.9	342.9	△38.4	304.5
	粗大ごみ等	95.3	83.4	-	83.4
	資源ごみ	0.3	0.2	-	0.2
	計	408.5	426.4	△38.4	388.1
合計(g/人・日)	1,037	1,037	△57	980	



下関市の削減目標

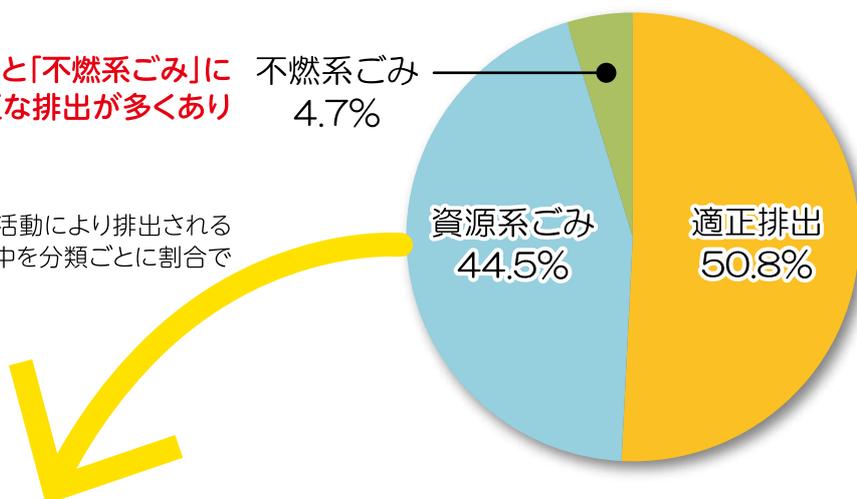
事業ごみの適正排出及びリサイクル化を促進することで下関市が掲げる削減目標の達成につながります。

適正排出:
紙くず、木・竹類、厨芥類等

2. 事業系ごみの組成調査結果(平成27年3月実施)

「資源系ごみ」と「不燃系ごみ」において不適正な排出が多くあります。

※円グラフは事業活動により排出される燃やせるごみの中を分類ごとに割合で示しています。



資源化(リサイクル)に回せば大幅なごみの削減につながります



事業者の責務

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理すること及び廃棄物の減量に努めることが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」と、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(第4条)」において、義務付けられています。また、廃棄物の減量や適正処理について、市の施策に協力することが定められています。

事業所から出たごみは、ごみステーションに出すことは出来ません!

市が収集するのは、家庭の日常生活から出るごみだけです。事業系ごみは規模にかかわらず、必ず事業者の責任で適正に処理する必要があります。



ごみの減量、リサイクルを推進するには、関係者同士の連携が不可欠です。自らの事業所での取り組みをはじめ、建物に入居する事業所においては建物の所有者、廃棄物の管理責任者、テナントや社員がそれぞれの役割を果たし、連携することで取り組みがより効果的なものになります。

事業者の役割

- ごみ排出者としての責任を自覚し、自ら発生するごみの減量化・再資源化に努める。
- 耐久性に優れ、分別・再使用・リサイクルしやすい製品の製造・販売に努める。
- 市や地域の減量化・資源化への取り組みに、積極的に参加・協力する。



取り組もう、4つの「R」

ごみ減量のキーワードとして「3R」という言葉があります。

これは ①「リデュース(Reduce)／減らす」
②「リユース(Reuse)／再利用する」
③「リサイクル(Recycle)／再生利用する」の
アルファベットの頭文字を取ったものです。

下関市では、④「リフューズ(Refuse)／断る」を加え、4つの「R」で
ごみの減量に取り組んでいます。

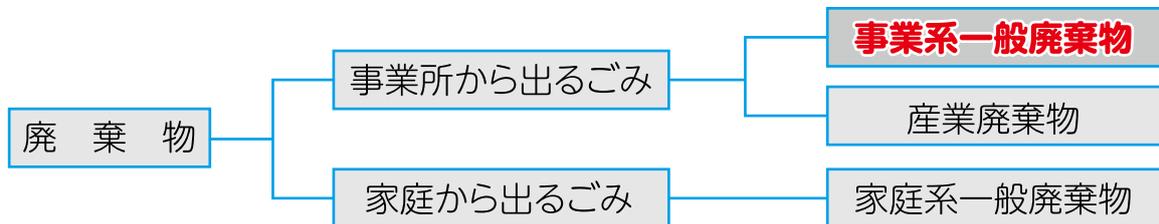
事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って生じた**産業廃棄物以外の廃棄物**をいいます。

※事業活動とは、会社や工場などの事業所、学校や官公庁などの公共機関、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店など、家庭以外で行われる全ての活動を指します。

産業廃棄物とは

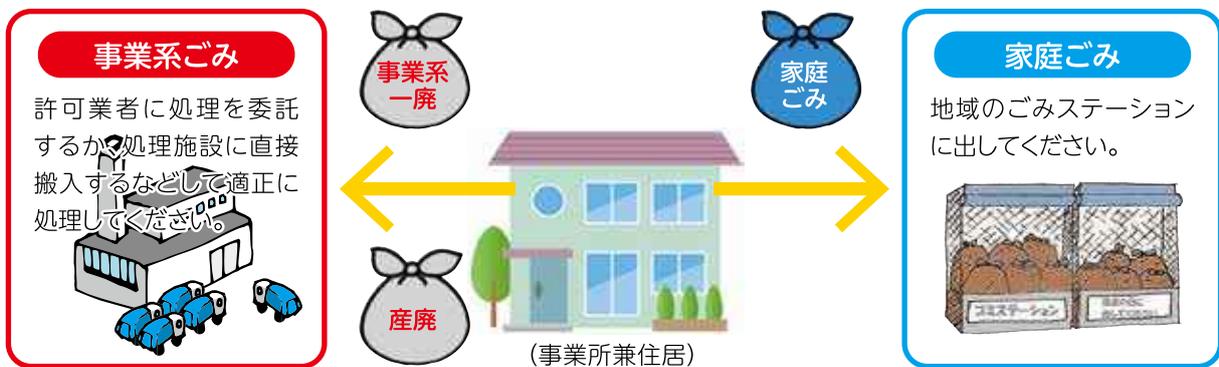
事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など)の廃棄物と輸入された廃棄物をいいます。



※重要

Q. 1階が事業所で2階が住居のように、事業所と住居が同じ建物の場合、廃棄物の処理はどうすればいいですか？

A. 事業系廃棄物と家庭系廃棄物に分けて出す必要があります。



産業廃棄物の種類と具体例

①	燃え殻	石炭がら、廃活性炭、産業廃棄物の焼却残灰、炉内掃出物など
②	汚泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥など
③	廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃溶剤、タールピッチ類など
④	廃酸	廃硫酸、廃塩酸などのすべての酸性廃液
⑤	廃アルカリ	廃ソーダ液などのすべてのアルカリ性廃液
⑥	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
⑦	紙くず*	<ul style="list-style-type: none"> ●建設工事(工作物の新築、改築又は除去など)から発生したもの ●パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から発生したもの
⑧	木くず*	<ul style="list-style-type: none"> ●建設工事(工作物の新築、改築又は除去など)から発生したもの ●木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から発生したもの ●物品賃貸業に係るもの(例:家具など) ●貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む)(全業種)
⑨	繊維くず*	<ul style="list-style-type: none"> ●建設工事(工作物の新築、改築又は除去など)から発生したもの ●繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)から発生したもの
⑩	動植物性残さ*	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業などで、原料として使用された動物性又は植物性の固形状の不要物 発酵かす、パンくず、おから、コーヒーかす、その他の原料かすなど
⑪	動物系固形不要物*	と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理をした食鳥など
⑫	ゴムくず	天然ゴムくず
⑬	金属くず	研磨くず、切削くず、金属スクラップなど
⑭	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くずなど
⑮	鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューボラのノロ、不良鉱石など
⑯	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた以下のもの コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、れんが破片及びコンクリート等の混合物で分離することができないものなどこれに類する不要物
⑰	動物のふん尿*	畜産農業を営む過程で発生した動物のふん尿
⑱	動物の死体*	畜産農業を営む過程で発生した動物の死体
⑲	ばいじん	ばい煙発生施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたもの
⑳	産業廃棄物を処分するために処理したもの	産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑱のそれぞれに該当しないもの(コンクリート固化物、灰の溶融固化物など)

*は、特定の事業所から排出されるものに限定されます。

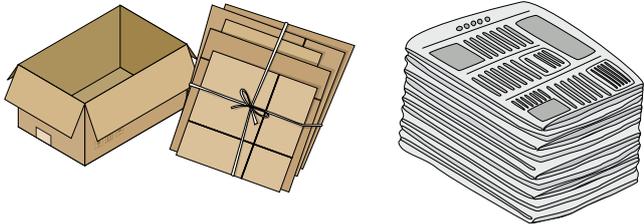
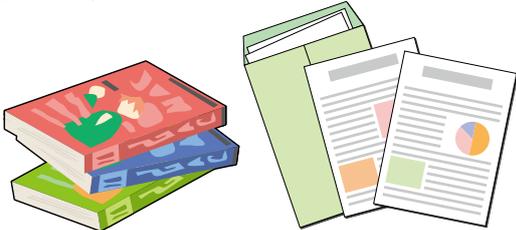
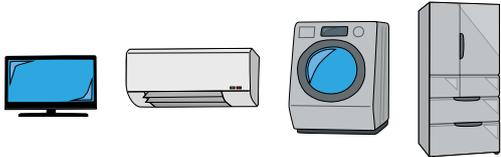
お問い合わせ

廃棄物対策課廃棄物指導係

電話:252-7152



事業系ごみのリサイクル

	品目	例	搬入先
資源物	古紙 (P6参照)	段ボール	 <ul style="list-style-type: none"> ●古紙回収業者 ●機密文書処理業者
		新聞紙・折込チラシ	
		雑誌	
		コピー用紙	
		封筒・名刺・紙箱等	
	機密文書 (P6参照)	個人情報に記載された文書	 <p>どの事業所においても、紙類は分別し、可能な限りリサイクルしてください。</p>
		顧客名簿	
		病院のカルテ	
		契約書類	
	食品廃棄物 (P7参照)	食品の売れ残り 料理の食べ残し	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル業者 ●自己処理(生ごみ処理機導入) <p>食品リサイクル法によりリサイクルが推奨されています。</p>
飲食店の厨房等 から出る調理くず			
びん・缶 ペットボトル (P7参照)	空きびん	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル業者 ●産業廃棄物処理業者 	
	空き缶		
	ペットボトル		
特定家庭用機器 (P7・P8参照)	テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ●販売店 ●メーカー ●自己搬入 (P8参照)  <p>家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられています。</p>	
	エアコン		
	冷蔵庫・冷凍庫		
	洗濯機・衣類乾燥機		
パソコン (P8参照)	パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ●メーカー ●パソコン3R推進協会 <p>パソコンリサイクル法によりリサイクルが義務付けられています。</p> 	
小型家電製品 (P8参照)	電話・プリンター等	<ul style="list-style-type: none"> ●認定事業者 <p>小型家電リサイクル法によりリサイクルを促進しています。</p> 	

古紙・機密文書のリサイクル

1. 古紙の発生抑制

古紙の発生抑制に取り組みましょう。

- ・両面印刷や2in1印刷を励行する
- ・書類を一元化する(回覧や掲示板を活用しましょう)
- ・電子メール等を活用し、ペーパーレス化を励行する
- ・コピー用紙の裏紙を利用する

2. 古紙のリサイクル

発生した古紙は、種類ごとに分別しましょう。

- ・新聞紙
- ・雑誌類
- ・段ボール
- ・オフィスペーパー(コピー用紙/その他の紙)



3. 機密文書のリサイクル

機密文書とは、個人情報に記載された文書や社外秘情報など、機密性の高い情報が記載された文書のことをいいます。

- ・病院のカルテ・顧客名簿・契約書・企画書など

●文書の機密を保持しながら、資源としてリサイクルできる方法があります。

下記を参考に、自社の方針に合った処理方法、信頼できる処理業者を選定してください。

- ①古紙回収業者に自社で処理をしたシュレッダーくずを回収してもらう。
※シュレッダーくずが細かすぎるとリサイクルできない場合があります。必ず事前に古紙回収業者に確認してください。
- ②機密文書処理業者に裁断処理を委託する。
- ③機密文書処理業者に溶解処理を委託する。
- ④古紙回収業者を選定する。



古紙回収・機密文書処理業者

事業所名	所在地	電話番号	持込み古紙の受入	機密文書処理方法						
				裁断処理			溶解処理			その他
				出張型	引取型	持込型	出張型	引取型	持込型	
(株)寺松商店	東大和町1-4-8	267-2551	○	○				○		
(資)竹田商店	東大和町2-1-3	267-1455	○					○	○	
(株)青松商店	棕野町1-25-19	227-2226	引取のみ							
(株)下関市ペーパーリサイクル	長府扇町10-1	249-2630	○ 水曜以外							
下関市リサイクルセンター	長府扇町6-46	248-4319	○							○
(有)高木産業	小月西の台3-17	282-1665	○					○	○	
(株)吉村商店	大字福江494	258-1688	○							
(有)ミツモリ	菊川町大字 上田部787-36	288-0480	引取のみ							
(有)豊原商会	豊田町大字 矢田471	766-1862	○		○					

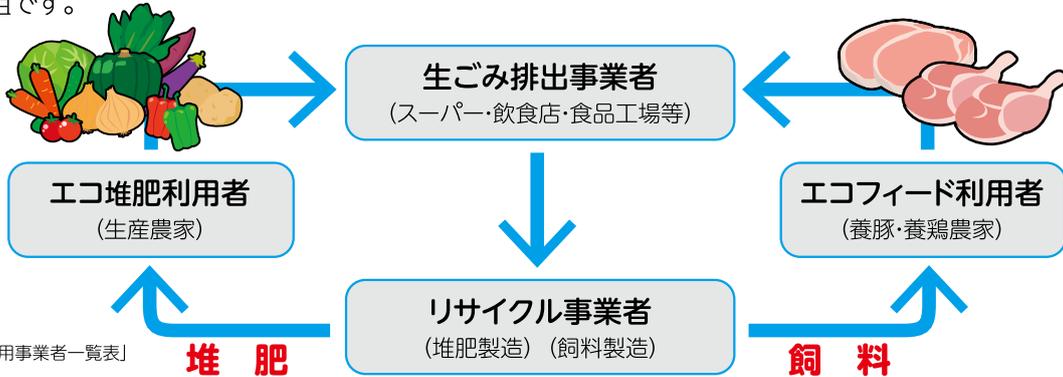
- ★令和2年9月末現在の公表可能な業者です。変更されることがありますのでご注意ください。
- ★各事業者へのアンケート結果を掲載したもので、下関市が業務内容を保証するものではありません。
- ★古紙回収・機密文書処理については、排出事業者の責任において契約のもと実施するものであり、万が一、上記業者との間で料金やその他のトラブルが発生したとしても、下関市は責任を負いかねます。料金や処理方法などを事前によく理解したうえで処理を依頼してください。
- ★機密文書が漏洩しないことを下関市が保証するものではありません。必要に応じて処理施設の見学などを行い、安心して任せられる業者を見つけてください。
- ★本ページに掲載を希望される業者がいらっしゃいましたら、グリーン推進課へご連絡ください。

食品リサイクル

食品廃棄物は、まず発生抑制することが第一です。そのため、生ごみに多く含む水分の水切りや食材の使いきり、食物の食べきりに努めましょう。

●Food&Greenリサイクル

事業所から排出された生ごみを「堆肥化」又は「飼料化」によりリサイクルし、生産農家や養豚養鶏農家等に供給する取組です。



●フードバンク活動

まだ食べられるのに処分されてしまう食品を集めて必要な施設や人に届ける取組です。

お問い合わせ

県廃棄物・リサイクル対策課

電話:(083)933-2992

びん・缶・ペットボトルのリサイクル

●空きびん、空き缶

空きびん、空き缶はリサイクル業者等に引き取りを依頼してください。

●ペットボトル

ペットボトルはメーカー回収などを利用し、リサイクルしてください。



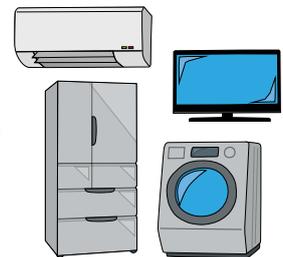
特定家庭用機器

家電4品目(下記対象機器)は、家庭用機器であれば、事業所で使用されている場合であっても、家電リサイクル法の対象です。

原則的に買い換えた販売店、購入した販売店に引き取り義務が生じます。

●対象機器

冷蔵庫及び冷凍庫/エアコン(建物から独立したもの)/
テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)/洗濯機及び衣類乾燥機



【再商品化等料金(税抜)の目安】

エアコン		900円
テレビ	・ブラウン管式 15型以下	1,700円
	・液晶式 ・プラズマ式 16型以上	2,700円
冷蔵庫・冷凍庫	170L以下	3,400円
	171L以上	4,300円
洗濯機・衣類乾燥機		2,300円

注 意

市の施設では受け入れられません。

また業務用として製造、販売されている機器は対象外になりますので、産業廃棄物として処理してください。

※家電リサイクル券は郵便局で取り扱っています。

※再商品化等料金は、メーカーごとに異なることがありますので、郵便局で確認してください。

※令和3年1月時点の額です。最新の額は家電リサイクル券センターで確認してください。



●引き取りの方法

①引き取り義務のある販売店での引き取りの場合

排出する特定家庭用機器を過去に購入した販売店、または同種の製品を購入する販売店
負担費用=収集運搬料金+再商品化等料金

②引き取り義務のある販売店がない場合

産業廃棄物収集運搬業者に依頼する方法があります。
負担費用=収集運搬料金+再商品化等料金

③自ら搬入される場合

負担費用=再商品化等料金のみ



●搬入場所

岡山県貨物運送(株) 下関営業所

住所:長府才川一丁目43-81 電話:248-3501

日本通運(株) 下関指定引取場所

住所:東大和町二丁目 6-2 電話:266-0202

詳細

(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター

電話:0120-319640 受付:午前9時~午後6時(日曜・祝日休み)

URL:<https://www.rkc.aeha.or.jp/>

パソコンのリサイクル

パソコンの回収は、メーカーによるリサイクル制度があります。

●パソコンリサイクル対象機器

- ・デスクトップパソコン(本体)
- ・ノートパソコン
- ・CRTディスプレイ(一体型パソコンを含む)
- ・液晶ディスプレイ(一体型パソコンを含む)

※購入時の付属品(マウス、キーボード等)を同時に出す場合は、回収対象となります。
※プリンタ、スキャナ等周辺機器は対象ではありません。



受付窓口

- 各メーカー
- 自作パソコン、倒産メーカー品等はパソコン3R推進協会へ

電話:03-5282-7685

URL:<https://www.pc3r.jp/>

小型家電のリサイクル

小型家電リサイクル法により、リサイクルを促進しています。

●対象機器 一般消費者が通常生活で使用する家電製品の全般(特定家庭用機器の4品目は除く)。

※参考:経済産業省「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」

事業者が使用済小型家電を排出する場合、

以下の再資源化を適正に実施し得る業者へ委託することとなります。

- ①小型家電リサイクル法認定事業者
- ②①の委託業者(産業廃棄物許可業者)

※参考:環境省「認定事業者および連絡先一覧」



事業系一般廃棄物の処理方法

リサイクルできない事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理してください。

事業系ごみを家庭ごみとして出すことは出来ません!!!

市が収集するのは、家庭の日常生活から出るごみだけです。事業系ごみは規模にかかわらず必ず事業者の責任で適正に処理してください。

事業ごみを地域のごみステーションへ排出するのはルール違反です。



ごみの不法投棄は犯罪です!!!

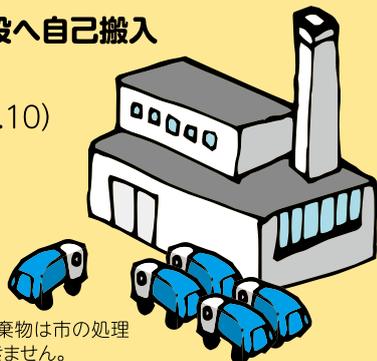
ごみをみだりに投棄すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)又は併科に処せられます。



事業系一般廃棄物の処理方法は、以下のいずれかによります。

●市の処理施設へ自己搬入

下関市の
処理施設 (P.10)



※特別管理一般廃棄物は市の処理施設では受入できません。

●一般廃棄物収集運搬許可業者等に依頼

一般廃棄物収集運搬許可業者 (P.11)
再生輸送業個別指定業者 (P.11)



下関市の処理施設

自ら市の施設に搬入する場合

受付日時 月曜日～金曜日
8時15分～16時00分
※祝日も搬入できます。

休業日 土曜日、日曜日
年未年始

一般廃棄物処理手数料

100kgまでごとに520円

産業廃棄物処分費用

100kgまでごとに1,560円

※各施設で料金を精算します。

※上記手数料は、令和2年9月1日時点の額です。



1 クリーンセンター響

一般廃棄物のみ搬入可能

下関市豊浦町大字宇賀13528-12

☎776-0321

【搬入時の分別】

一般廃棄物のみ搬入可能



2 吉母管理場

不燃ごみ受付

【搬入時の分別】

- ①ソファ・ベッド・マット等 (スプリング入)
- ②ガラス・陶磁器 ③がれき類
- ④金属くず ⑤家電製品(一部を除く)
- ⑥自転車 ⑦乾電池 ⑧硬質プラスチック類

下関市大字吉母字舟頭10332-1

☎286-2803



3 奥山工場

可燃ごみ受付

【搬入時の分別】

- ①生ごみ ②繊維類 ③紙くず ④草
- ⑤木くず ⑥家具(ガラスや鏡は外す)
- ⑦ビニール類(1m以内に切断)
- ⑧軟質プラスチック類

下関市大字井田字桑木 10378

☎257-5311



一般廃棄物収集運搬許可業者

旧下関・菊川・豊田地区

業者名	電話番号	所在地	備考
(有)新生メンテナンス工業所	222-8322	椋野町一丁目28-22	
(有)関清	252-2808	武久町二丁目80-16	
(有)関門清掃センター	222-9989	羽山町22-10	
松田清掃(株)	248-4327	長府扇町3-38	
(有)伊村清掃	258-4733	横野町四丁目2-23	
(株)三協クリーナー	261-5039	彦島迫町一丁目19-20	
(有)ヒロモト	248-4321	ゆめタウン2-12	
(株)エコプラン	250-3700	綾羅木本町七丁目17-13	
(資)竹田商店	267-1455	東大和町二丁目1-3	
(資)響産業	257-0564	秋根東町2-28	
AAAAAAAAAA(Aアリガ10トウ) アトしまつ・ゴミプロ処分場三国.jp	267-8549	大和町二丁目14	
(株)張山設備工業所	266-0720	彦島江の浦町二丁目19-21	
(有)ミユキ産業	265-2298	川中豊町五丁目8-15	
(株)吉村商店	258-1688	大字福江494	
(有)藤野衛生工業所	223-4856	元町4-9	
(有)ニシモト	232-5800	大坪本町26-16	
(株)グローバル	253-6602	幡生宮の下町24-12	
下関ビルサービス(株)	231-6000	上田中町一丁目9-3	
村上商店	253-2289	稗田中町11-11	
総合管財(株)	256-5271	秋根本町二丁目6-22	
(有)垣原商店	266-2988	大和町二丁目9-22	
(有)豊原商会	766-1862	豊田町大字矢田471	
(有)環境コンサルタント	766-3464	豊田町大字中村213-5	
(株)青松商店	227-2226	椋野町一丁目25-19	

豊浦・豊北地区

業者名	電話番号	所在地	備考
(有)伊村清掃	258-4733	横野町四丁目2-23	事業系一般廃棄物に限る
(有)ヒロモト	248-4321	ゆめタウン2-12	
(株)エコプラン	250-3700	綾羅木本町七丁目17-13	
(有)高木産業	282-1665	小月西の台3-17	事業系一般廃棄物に限る
大村産業建設(株)	223-8151	向洋町三丁目2-12	事業系一般廃棄物に限る
(株)青木建設	282-2535	清末千房三丁目6-15	事業系一般廃棄物に限る
滝部運送(株)	782-1223	豊北町大字滝部872-7	
西部工輸(株)	256-1121	大字小野416-1	事業系一般廃棄物に限る
(株)平山商店	774-0751	豊浦町大字小串1373-1	
(株)環境ロジテック	785-0567	豊北町大字粟野3627-1	
(株)ヤマト	248-0357	長府扇町7-9	
(有)共立産業	776-0155	豊浦町大字宇賀7430-27	

※令和2年3月末現在の許可業者一覧です。変更されることがありますので、ご注意ください。最新の情報は、廃棄物対策課にお問い合わせください。

※産業廃棄物の処理業者については、県又は市のホームページで確認することができます。

(山口県産業廃棄物処理業者検索システム <http://haikibutsu/pref.yamaguchi.lg.jp/>)

再生輸送業個別指定業者

業者名	電話番号	所在地	取り扱う廃棄物の種類
山陽ハイミール(株)	232-3288	筋川町20-15	一般廃棄物 動植物性残さ(魚腸骨)
(有)ヒロモト	248-4321	ゆめタウン2-12	一般廃棄物 動植物性残さ
福岡産業(株)	222-7590	筋ヶ浜町4-1	一般廃棄物 動植物性残さ(魚腸骨)

※令和2年3月末現在の指定業者一覧です。変更されることがありますので、ご注意ください。最新の情報は、廃棄物対策課にお問い合わせください。

※依頼される場合は別途手続が必要となりますので、ご注意ください。詳細は、廃棄物対策課にお問い合わせください。

お問い合わせ

廃棄物対策課廃棄物指導係

電話:252-7152



事業用大規模建築物について

下関市では一定規模以上の事業用建築物の所有者等(管理者等)に対し、廃棄物の減量などについていくつかの責務を条例で定めています。自身の事業所が事業用大規模建築物に該当するかフロー図で確かめてみましょう。また、事業用特定建築物に該当した場合は条例で定められている義務を確認してみましょう。



お問い合わせ

クリーン推進課ごみダイエット係 **電話:252-7165**

事業系廃棄物の分類目安表

●一般廃棄物…一廃 ●産業廃棄物…産廃 ※廃プラスチックは「廃プラ」と記載

あ行

名 称	分類	産廃品目	備 考
空き缶	産廃	金属くず	★
空きびん	産廃	ガラスくず	★
アクリル板	産廃	廃プラ	
アスファルト	産廃	がれき類	
アルミサッシ	産廃	金属くず	
衣装ケース(プラスチック製)	産廃	廃プラ	
一斗缶(金属製)	産廃	金属くず	
椅子(木製)	一廃		※2
椅子(木製以外)	産廃	廃プラ・金属くず	
衣類・古布(化学繊維)	産廃	廃プラ	
衣類・古布(天然素材)	一廃		※3
インクカートリッジ	産廃	廃プラ	
枝・葉・草	一廃		※2
FRP製品	産廃	廃プラ	
エンジンオイル	産廃	廃油	
塩化ビニル管	産廃	廃プラ	
鉛筆	一廃		
OA古紙	一廃		★ ※1

か行

名 称	分類	産廃品目	備 考
貝、貝殻	一廃		※4
化学繊維製品	産廃	廃プラ	
家具(木製)	一廃		※2
家具(木製以外)	産廃	廃プラ・金属くず	
傘	産廃	廃プラ・金属くず	
カセットテープ	産廃	廃プラ	
カセットボンベ	産廃	金属くず	中のガスは使い切る
カッターナイフ	産廃	廃プラ・金属くず	
カーテン(化学繊維)	産廃	廃プラ	
カーテン(天然素材)	一廃		※3
花びん(ガラス・陶磁器製)	産廃	ガラスくず・陶磁器くず	
壁紙	産廃	廃プラ	
紙くず	一廃		※1
髪の毛(人毛)	一廃		
紙袋	一廃		
紙パック	一廃		★
ガラス製品	産廃	ガラスくず	
瓦	産廃	陶磁器くず	
魚網(化学繊維)	産廃	廃プラ	
記録メディア(CD, DVD等)・ケース含む	産廃	廃プラ	
金庫	産廃	金属くず	
金属製品	産廃	金属くず	
靴(化学繊維製)	産廃	廃プラ	
靴(天然皮革)	一廃		
クリアファイル	産廃	廃プラ	
蛍光灯	産廃	廃プラ・金属くず・ガラスくず	※5
結束バンド	産廃	廃プラ	
建具(木製)	一廃		※2

か行

名 称	分類	産廃品目	備 考
建具(木製以外)	産廃	廃プラ・金属くず	
合成樹脂製品	産廃	廃プラ	
小型家電製品(電話, プリンター等)	産廃	廃プラ・金属くず・ガラスくず	
ゴム製品(合成ゴム製)	産廃	廃プラ	
ゴム製品(天然ゴム製)	産廃	ゴムくず	

さ行

名 称	分類	産廃品目	備 考
魚のアラ	一廃		※4
雑がみ	一廃		★
自転車	産廃	廃プラ・金属くず	
シャープペンシル	産廃	廃プラ・金属くず	
シャープペンシルの芯	一廃		
じゅうたん(化学繊維)	産廃	廃プラ	
じゅうたん(天然素材)	一廃		※3
充電器	産廃	廃プラ・金属くず	
シュレッダーくず	一廃		★ ※1
消火器	産廃	廃プラ・金属くず	リサイクル制度あり
食品残さ	一廃		※4
新聞、雑誌	一廃		★ ※1
スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
ストーブ	産廃	廃プラ・金属くず	
ストロー	産廃	廃プラ	
スポンジ	産廃	廃プラ	
炭(未使用)	一廃		
スリッパ	産廃	廃プラ	
生花	一廃		
石鹸	産廃	廃油	
セメント製品(コンクリート等)	産廃	コンクリートくず	

た行

名 称	分類	産廃品目	備 考
体温計	産廃	金属くず・ガラスくず	※5
体温計(デジタル)	産廃	廃プラ・金属くず	
台車	産廃	廃プラ・金属くず	
タイヤ	産廃	廃プラ	
竹、笹	一廃		※2
畳(樹脂)	産廃	廃プラ	
畳(天然素材)	一廃		※3
たばこ(吸い殻)	一廃		
段ボール	一廃		★ ※2
机(木製)	一廃		※2
机(木製以外)	産廃	廃プラ・金属くず	
電気コード	産廃	廃プラ・金属くず	
電球	産廃	金属くず・ガラスくず	
電池	産廃	汚泥・金属くず	※5
陶器	産廃	陶磁器くず	
トタン	産廃	金属くず	
塗料(固形)	産廃	廃プラ	
塗料(水性・液状)	産廃	廃酸又は廃アルカリ・廃プラ	
塗料(油性・液状)	産廃	廃油・廃プラ	性質により特別管理産廃あり

な行

名 称	分類	産廃品目	備 考
長靴(合成ゴム)	産廃	廃プラ	
流し台(ステンレス)	産廃	金属くず	
流し台(陶器)	産廃	陶磁器くず	
流し台(木材)	一廃		※2
生ごみ(厨芥類)	一廃		※4
南京錠	産廃	金属くず	
庭石	産廃	がれき類	
ネット(化学繊維)	産廃	廃プラ	
ネット(天然素材)	一廃		※3
粘着テープ (化学繊維製)	産廃	廃プラ	
粘着テープ(紙・布製)	一廃		※1 ※3
農機具	産廃	金属くず	

は行

名 称	分類	産廃品目	備 考
灰	産廃	燃え殻	
廃食用油	産廃	廃油	
パソコン	産廃	廃プラ・金属くず	リサイクル制度あり
バッテリー	産廃	廃油・廃プラ・金属くず	廃酸は特別管理産廃
発泡スチロール	産廃	廃プラ	
刃物類	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
パレット (プラスチック製)	産廃	廃プラ	
パレット(木製)	産廃	木くず	
ハンガー	産廃	廃プラ・金属くず	
ビデオテープ	産廃	廃プラ	
ビニールシート	産廃	廃プラ	
ビニールホース	産廃	廃プラ	
ファイル(紙製)	一廃		※1
ファイル(金属あり)	産廃	金属くず	
フィルム	産廃	廃プラ	
ふすま	一廃		※1 ※2
ふすま紙	一廃		※1
布団(化学繊維)	産廃	廃プラ	
布団(天然素材)	一廃		※3
プラスチック製 容器包装	産廃	廃プラ	
ヘアピース(化学繊維)	産廃	廃プラ	
ヘアピース(天然素材)	一廃		※3
ペットボトル	産廃	廃プラ	★
ヘルメット	産廃	廃プラ	
弁当の容器	産廃	廃プラ	
ホイール (車両タイヤ用)	産廃	金属くず	
ホイールキャップ	産廃	廃プラ	
ボールペン	産廃	廃プラ・金属くず	
ホッチキス	産廃	廃プラ・金属くず	
ポリバケツ	産廃	廃プラ	
保冷剤	産廃	廃プラ	

ま行

名 称	分類	産廃品目	備 考
マウスパッド	産廃	廃プラ	
巻尺	産廃	廃プラ・金属くず	
マグネット	産廃	金属くず	
マッチ	一廃		※2
マットレス (天然素材でコイルを 含まないもの)	一廃		※3
マットレス (上記以外のもの)	産廃	金属くず	
マネキン	産廃	廃プラ	
モップ	産廃	廃プラ・金属くず	柄の材質によっては混合物

や・ら・わ行

名 称	分類	産廃品目	備 考
ライター	産廃	廃プラ・金属くず	中のガスは使い切ること
ラップ類	産廃	廃プラ	
レインコート	産廃	廃プラ	
レジスター	産廃	廃プラ・金属くず	
レジ袋	産廃	廃プラ	
れんが	産廃	陶磁器くず	
ロッカー	産廃	金属くず	
ロープ(化学繊維)	産廃	廃プラ	
ロープ(天然素材)	一廃		※3
割り箸	一廃		※2

- ※1 紙類のうち、建設業、パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業等に係るものは産廃
 - ※2 木類・木製品のうち、建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレットは産廃、PCBが染み込んだものは特別管理産廃
 - ※3 繊維・繊維製品のうち、建設業、繊維工業に係るものは産廃、PCBが染み込んだものは特別管理産廃
 - ※4 食物・食品のうち、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動植物に係る固形状の不要物は産廃
 - ※5 水銀使用製品が廃棄物となったもの(水銀使用製品産業廃棄物)については、その許可を受けた業者に委託してください。
- ★ 資源物になりますので、できる限りリサイクルにご協力ください。



下関市環境部 〒751-0847 下関市古屋町一丁目18-1

- 事業系一般廃棄物の処理計画に関すること…クリーン推進課 電話 252-7165
- 事業系一般廃棄物の処理施設に関すること…環境施設課 電話 252-1943
- 産業廃棄物に関すること…廃棄物対策課 電話 252-7152